富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成１７年富山市規則第３６号。以下「規則」という。）第２４条の規定に基づき、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　市長は、避難情報・被災情報等の有事における情報伝達手段のみならず超高速ブロードバンドでの通信サービスを提供する会社インフラとしても本市の重要な基盤を担っているケーブルテレビネットワークの安定化を図るため、ケーブルテレビ事業者が実施する、災害発生等によるケーブルテレビネットワークの切断・情報通信遮断といった事態を回避するための対策を行うことに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ケーブルテレビ事業者　放送法（昭和２５年法律第１３２号）第１２６条第１項の総務大臣の登録を受けた者をいう。

(2) 放送ネットワーク整備支援事業費補助金　放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（平成２９年総情域第９号）に規定する補助金をいい、同要綱第３条に規定する各種補助事業に対して、国が交付するものをいう。

（補助対象者）

第４条　補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(3) 本市内にケーブル網を有し、ケーブルテレビ事業を行っているケーブルテレビ事業者であること。

（補助対象事業）

第５条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国の放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱に位置づけられている各種補助事業のうち、国の採択を受けて実施するものとする。ただし、災害復旧に関するものは除く。

（補助対象経費）

第６条　補助の対象となる経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 収支予算書（様式第３号）

(3) 国の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金」の交付決定通知書の写し

２　交付の申請は、前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と補助金の交付を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

３　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた交付の申請については、第１項に規定する方法により行われたものとみなす。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第４号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

２　交付の決定は、前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

３　前項の電子申請処理組織を使用する方法により行われた交付の決定については、第１項に規定する方法により行われたものとみなす。

（申請の取下げ）

第９条　規則第７条第１項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から７日以内に富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金交付申請取下書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第１０条　第８条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行及び収支の状況について市長の要求があったときは、速やかに富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金状況報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第１１条　補助事業者は、事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業

を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金変更交付（承認）申請書（様式第７号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第８号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後１０日以内に富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金実績報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第１０号）

(2) 収支決算書（様式第１１号）

(3) 国の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金」の額確定通知書の写し

（補助金等の額の確定）

第１３条　市長は、規則第１３条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金額確定通知書（様式第１２号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第１４条　市長は、規則第１５条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金取消決定通知書（様式第１３号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、規則第１６条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金返還命令書（様式第１４号）により、補助事業者に通知するものとする。

２　前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１６条　取得財産等のうち規則第１８条第２号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加額が５０万円を超える機械及び重要な器具とする。

２　財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、市長が別に定める期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、富山市ケーブルテレビネット

ワーク耐災害性強化支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第１５号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

４　市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の経理）

第１７条　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（準用）

第１８条　第７条第２項及び第３項の規定は、第９条、第１０条、第１１条第１項、第１２条及び第１６条第３項における申請等の提出に準用する。

２　第８条第２項及び第３項の規定は、第１１条第２項、第１３条、第１４条及び第１５条第１項における通知に準用する。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

（廃止期日）

第２条　この要綱は、令和１２年３月３１日をもって廃止する。ただし、要綱第１４条、第１５条、第１６条及び第１７条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（第６条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
国の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱」に明記されている補助対象経費とする。（災害復旧に関するものを除く。）	６分の１ （千円未満切り捨て）	国の補助額の２分の１

様式第１号（第７条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金
交付申請書

令和　年　月　日

（宛先）富山市長

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和　年度において国の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金」に位置づけられている各種事業のうち、国の採択を受けた事業を実施したいので、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金を交付されますよう富山市補助金等交付規則第４条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額　金　　円

添付書類

１　事業計画書
２　収支予算書
３　国の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金」の交付決定通知書の写し

様式第２号（第７条関係）

事　業　計　画　書

補助事業名	
事業の目的	
事業の内容	
事業実施概要	
見込まれる 事業効果	
備考	

様式第３号（第７条関係）

収　支　予　算　書

１　収入の部

（単位：円）

科　目	予算額	摘　要
合　計		

２　支出の部

（単位：円）

科　目	予算額		摘　要
		うち補助対象額	
合　計			

様式第４号（第８条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金交付決定通知書

富山市指令　第　号
令和　年　月　日

様

富山市長　　藤　井　裕　久

令和　年　月　日付けで交付申請のありました令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金については、富山市補助金等交付規則第５条第１項の規定により下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

補助金額　金　　円

（交付の条件等）

１　〇〇に当たっては、〇〇により実施してください。

２　〇〇に当たっては、〇〇に従ってください。

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき

(4) 補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(5) 補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項第２号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

（担当）企画管理部情報システム課
電話　０７６―４４３―２０１５

様式第５号（第９条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金
交付申請取下書

令和　年　月　日

（宛先）富山市長

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和　年　月　日付け富山市指令　第　　号で交付決定のありました令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金について、富山市補助金等交付規則第７条第１項の規定により、申請を取り下げます。

記

取下げの理由
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため。

様式第６号（第１０条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金
状況報告書

令和　年　月　日

（宛先）富山市長

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和　年　月　日付け富山市指令　第　　号で交付決定のありました令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金について、富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の遂行状況

２　補助事業の収支状況

様式第７号（第１１条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金
変更交付申請書

令和　年　月　日

（宛先）富山市長

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和　年　月　日付け富山市指令　第　号で交付決定のありました令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金について、下記のとおり事業計画等を変更したいので、富山市補助金等交付規則第１１条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更理由及び内容

２　当初交付決定額　　金　　円（令和　年　月　日付）
　　変更前交付決定額　金　　円
　　変更後交付申請額　金　　円

添付書類
１　事業計画書
２　収支予算書
３　国の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金」の交付決定通知書の写し

様式第８号（第１１条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金
変更交付決定通知書

富山市指令　第　号
令和　年　月　日

様

富山市長　　藤　井　裕　久

令和　年　月　日付けで申請のありました令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第１１条第２項の規定により、　令和　年　月　日付け富山市指令　第　号の補助金額　　円を下記のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金額　金　　円

（担当）企画管理部情報システム課
電話　０７６―４４３―２０１５

様式第９号（第１２条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金実績報告書

令和　年　月　日

（宛先）富山市長

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和　年　月　日付け富山市指令　第　　号で交付決定のありました令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金について、富山市補助金等交付規則第１２条の規定により、事業の実績を報告します。

添付書類

１　事業実績書
２　収支決算書
３　国の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金」の額確定通知書の写し

様式第１０号（第１２条関係）

事　業　実　績　書

補助事業名	
事業実施内容	
事業効果	
備考	

様式第１１号（第１２条関係）

収　支　決　算　書

１　収入の部

（単位：円）

科　目	予算額	決算額	摘　要
合　計			

２　支出の部

（単位：円）

科　目	予算額	うち補助対象額	決算額	うち補助対象額	摘　要
合　計					

（注記）

収支決算書の提出の際には、補助事業の施行に関して徴した領収書等の写しを添付してください。

様式第１２号（第１３条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金額確定通知書

富山市指令　第　号
令和　年　月　日

様

富山市長　　藤　井　裕　久

令和　年　月　日付け富山市指令　第　　号で交付決定した令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金については、富山市補助金等交付規則第１３条の規定により、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金額　金　　円

（担当）企画管理部情報システム課
電話　０７６―４４３―２０１５

様式第１３号（第１４条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金
取消決定通知書

富山市指令　第　号
令和　年　月　日

様

富山市長　　藤　井　裕　久

令和　年　月　日付けで交付申請のありました令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金については、富山市補助金等交付規則第１５条第１項第〇号の規定により、令和　年　月　日付け富山市指令　第　号の補助金額　　円の交付の決定を取り消したので通知します。

記

取消理由
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため。

（担当）企画管理部情報システム課
電話　０７６―４４３―２０１５

様式第１４号（第１５条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金
返還命令書

富山市指令　第　号
令和　年　月　日

様

富山市長　　藤　井　裕　久

令和　年　月　日付け富山市指令　第　　号で交付決定した令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金については、富山市補助金等交付規則第１６条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

１　補助事業等の名称

２　補助金返還額　金　　円

３　返還方法　　別添の納入通知書により、指定の金融機関で支払ってください。

４　返還期限　　令和　年　月　日

（担当）企画管理部情報システム課
電話　０７６―４４３―２０１５

様式第１５号（第１６条関係）

令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金
財産処分承認申請書

令和　年　月　日

（宛先）富山市長

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和　年　月　日付け富山市指令　第　　号で交付決定のありました令和　年度富山市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化支援事業費補助金により取得した財産について処分したいので、富山市補助金等交付規則第１８条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　処分の内容
（1）処分する財産の名称、取得年月日及び取得価格

（2）処分の内容（有償の場合、処分価格も記載すること。）及び処分予定日

（3）処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２　処分の理由